

東日本大震災により被災された構成員 各位

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 柏木 一 恵 [公印略]

東日本大震災の被災による
2015年度会費の免除申請について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、東日本大震災により被災された構成員を対象として、2011年度から実施している東日本大震災の被災による会費免除ですが、2014年度第1回通常理事会(2014年7月19日開催)にて2015年度まで継続することが決議されています。

つきましては、最終年となる2015年度会費の免除をご希望の構成員は、下記事項にご留意のうえ、申請手続きいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

被災された構成員の皆さまへ心よりお見舞い申しあげ、一日も早い復興をお祈りしております。

ご不明な点等ございましたら事務局までお問合せください。

記

1. 会費免除の対象と必要書類

会費納入方法の口座振替手続き済みで次のいずれかに該当する構成員を対象とします。

	会費免除の対象	必要書類について
1	構成員自身が現住所としていた家屋が「全壊」「半壊」または「一部損壊」し、自治体から家屋損壊状況を証明する「被災(罹災)証明書」が交付されている場合。	・自治体から発行された「被災(罹災)証明書」の写し
2	福島第一原子力発電所の事故発生時点で次の対象区域に居住し、その後避難を余儀なくされている者で、自治体から「被災(罹災)証明書」が交付されている場合。 <対象区域>警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点	<u>※過年度において会費免除申請をされた方については、証明書類を省略することができます。</u>

※事務局より申請者の現在状況をお電話等でお伺いすることがございます。

あらかじめご了承ください。

2. 提出書類

- 1) 東日本大震災の被災による2015年度会費の免除申請書(会費免除申請書)【別紙】
- 2) 自治体が発行する被災(罹災)証明書のコピー等(前項「必要書類について」参照)

3. 申請期間

2015年5月25日（月）～2016年2月29日（月）（当日消印有効）

4. 送付先

〒160-0015 東京都新宿区大京町23-3 四谷オーキッドビル7F
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局宛

5. 理事会審議予定日

ご申請につきましては、以下のスケジュールでその都度、直近の理事会で審議し、個別に結果をお知らせします。結果通知書は、理事会終了後1週間をめぐり事務局より発送いたします。

<理事会審議スケジュール>

申請書到着日	理事会日程	理事会	審議結果発送日 (予定)
2015年6月15日(月)まで	6月25日(木)	第1回通常理事会	7月上旬発送
2015年7月16日(木)まで	7月下旬	第3回臨時理事会（書面等表決）	8月上旬発送
2015年8月27日(木)まで	9月上旬	第4回臨時理事会（書面等表決）	9月下旬発送
2015年10月1日(木)まで	10月3日(土) 4日(日)	第2回通常理事会	10月中旬発送
2015年10月29日(木)まで	11月中旬	第5回臨時理事会（書面等表決）	11月下旬発送
2015年12月3日(木)まで	12月中旬	第6回臨時理事会（書面等表決）	12月下旬発送
2016年1月7日(木)まで	1月中旬	第7回臨時理事会（書面等表決）	1月下旬発送
2016年2月4日(木)まで	2月下旬	第8回臨時理事会（書面等表決）	2月下旬発送
2016年2月29日(月)まで (消印有効)	3月5日(土) 6日(日)	第3回通常理事会	3月中旬発送

6. 会費の取扱い

1) 2015年6月15日までにご申請いただいた場合

2015年度会費引落しの6月29日（月）に引落としとならないようあらかじめ手続きさせていただきます。ただし、理事会により会費免除が承認されなかった場合は、8月27日（木）に引落としをさせていただきます。

2) その他

申請前にすでに2015年度会費を納入され、かつ、会費免除が決定した構成員については、2015年度会費をご返金させていただきます。別紙の該当欄にてお知らせください。なお、次年度会費への充当は承っておりません。

【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会（担当：小澤、湯田）
〒160-0015 東京都新宿区大京町23-3
四谷オーキッドビル7F
TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993
E-mail: office@japsw.or.jp